

活力創生釧路市集中改革プラン

(平成 18 年度 ~ 平成 22 年度)

平成 18 年 9 月

釧路市

目 次

はじめに	1
基本的事項	2
1 . 基本目標	2
2 . 実施期間	2
3 . 実施方針	2
4 . 推進体制	2
5 . 進捗状況の公表	2
取組事項の目標、内容等	3
1 . 事務事業の見直し	3
2 . 使用料、手数料等の見直し	4
3 . 給与等の適正化	4
4 . 職員定数の削減	5
5 . アウトソーシングの推進	5
6 . 第三セクター、地方公社等の外郭団体の見直し	6
7 . その他	6
(1)地方公営企業等の経営健全化	6
(2)行政評価の効果的な活用	6
(3)説明責任の確保とディスクローズの推進	7
(4)電子自治体の推進	7

はじめに

行政改革は、『釧路市行政改革大綱』に基づき不断に取り組まなければならないものですが、昨今の厳しい財政や地域経済の状況等を背景として、その必要性が一層高まっています。

とりわけ平成19年度以降の釧路市の財政状況については、次表のとおり、毎年50億円程度の財源不足が生じるものと試算されており、この財源不足の解消を図らなければ、釧路市は、財政再建団体に数年以内に転落しかねない危機的な状況にあります。

一般会計財政収支試算(平成18年度実施計画ベース) 単位:百万円

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入	市税	21,601	23,174	23,086	22,570	22,701
	交付税	22,175	21,504	21,227	21,717	21,833
	譲与税・交付金	5,567	4,229	4,270	4,311	4,353
	小計	49,343	48,907	48,583	48,598	48,887
	国・道支出金	18,237	17,834	17,903	18,083	18,267
	市債	15,053	8,538	8,252	8,543	8,517
	その他	35,119	31,125	31,101	30,826	30,557
	合計 A	117,752	106,404	105,839	106,050	106,228
歳出	義務的経費	51,187	51,805	51,601	51,933	51,835
	人件費	17,839	17,964	17,767	17,854	17,245
	扶助費	20,292	20,503	20,722	21,014	21,310
	公債費	13,056	13,338	13,112	13,065	13,280
	建設事業	11,863	9,885	9,626	9,626	9,626
	その他	54,702	49,868	49,904	49,938	49,806
	合計 B	117,752	111,558	111,131	111,497	111,267
	試算収支(A-B)C	0	5,154	5,292	5,447	5,039

こうしたことから、平成18年度から平成22年度までの5年間を行政改革の集中的な実施期間とし、次の事項について計画的に取り組んでいくために、『活力創生釧路市集中改革プラン』を策定するものです。

1. 事務事業の見直し
2. 使用料、手数料等の見直し
3. 給与等の適正化
4. 職員定数の削減
5. アウトソーシングの推進
6. 第三セクター、地方公社等の外郭団体の見直し
7. その他
 - (1) 地方公営企業等の経営健全化
 - (2) 行政評価の効果的な活用
 - (3) 説明責任の確保とディスクロージャの推進
 - (4) 電子自治体の推進

基本的事項

1. 基本目標

釧路市行政改革大綱に基づいた行政改革を実現するとともに、平成19年度以降の財源不足額の解消を図り、自主性・自立性を高めた行財政運営を確立する。

【本プランの取組による目標額】

(1) 事務事業の見直し等	約20億円
(2) 総人件費の抑制	約10億円
(3) アウトソーシングの推進等	約10億円
(4) その他の見直し	約10億円
計	約50億円

2. 実施期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

3. 実施方針

各取組事項について、不断の点検・見直しを行い、財政健全化に向け、着実に改革を進める。

4. 推進体制

全庁挙げての総合的かつ組織的な本プランの推進を図るため、市長を本部長とする「釧路市行財政改革推進本部会議」において進行管理を行う。

また、より柔軟で機動力ある推進を目指すため、必要に応じて、組織横断的な検討体制などの整備や推進を図るほか、有識者による「釧路市行政改革推進協議会」の意見・提言等を踏まえた推進に取り組む。

5. 進捗状況の公表

本プランに基づく行政改革の進捗状況については、議会に報告するとともに「広報くしろ」や「釧路市ホームページ」等を通じて公表する。

取組事項の目標、内容等

1. 事務事業の見直し

【目標】

最少の経費で最大の効果を挙げるべく、制約ある資源を有効活用する最適な手段となるように、行政の担うべき役割を問い直した上で、事務事業の見直しを図る。

【取組内容】

事務事業については、再編・整理などの見直しを進め、選択と集中・重点化を図る。

合併の効果を発揮すべく、本庁と行政センターとの間における事務事業及び事務処理の一元化を進める。

事務事業とその実施方法のあり方について、「行政が直接行うもの」「市民と行政が協働して行うもの」「市民団体や民間事業者の活動に任せるもの」など、市民、市民活動団体、民間事業者等と行政との役割分担や協力関係を改めて見直す。

事務事業の見直しの際には、これまでの慣例にとらわれることなく、行政評価の効果的な活用による優先順位づけの検討や、財政の状況や構造を考慮した大胆な財源配分のメリハリ付けなども行うものとする。

各種団体等への補助金・負担金等については、交付団体等のより一層の自立化を促進しつつ、行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、終期設定や更なる整理合理化を推進する。

公共施設については、所期の目的を達した施設の休止・廃止を含め、恒常的管理経費の縮減を図る。

公共事業のコスト縮減の検討を行う。

建設事業については、実施計画に盛り込まれた実施時期の見直し及び計画期間の延長を含めた検討を行う。

2 . 使用料、手数料等の見直し

【目標】

受益の内容、性格等を勘案するとともに、自主財源確保の必要性からの見直しを図る。

【取組内容】

使用料、手数料等については、他都市並みの水準への引上げや、受益の内容等を勘案した概ね10%の改定を行う。

使用料、手数料等の減免等の措置については、原則廃止を基本とした抜本的な見直しを図る。

市税及び使用料、手数料等の収納率の向上対策の強化を図る。

3 . 給与等の適正化

【目標】

総人件費の抑制を基調としつつ、適切な給与制度の推進に努め、その運用と水準の適正化を図る。

【取組内容】

職員給料については、人事院勧告制度による国公準拠を原則とするとともに、道内主要都市の状況等を勘案し、職務・職責が適切に反映される制度の推進に努め、その運用と水準の適正化を図る。

通勤手当をはじめとする各種手当についても、国公準拠を原則とし、引き続き制度の適正化を図る。

特殊勤務手当については、手当措置の必要性を抜本的に見直し、真に必要と認められるものを除き、全廃する。

未曾有の財政危機を踏まえ、財政健全化を図る間、新たに職員給与の独自削減を実施する。

嘱託職員・臨時職員についても、職員の取組内容に準じた見直しを実施する。

福利厚生事業については、適切な事業とするための点検を引き続き実施し、補助金減額など本市の財政負担等を考慮した見直しを図る。

4 . 職員定数の削減

【目標】

平成18年度については38人の定数削減を行い、本プラン実施期間の残り平成19年度から平成22年度までについては、退職予定者数237人を上回る定数削減を行う。

【取組内容】

職員定数削減の取組については、別に定める『釧路市定員適正化計画』による。

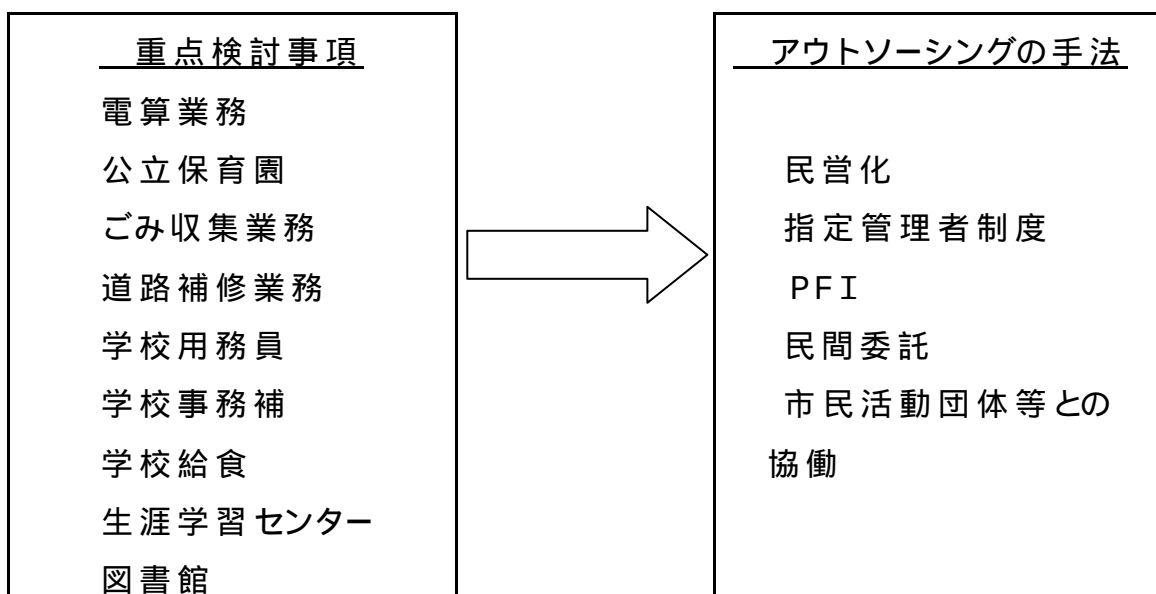
5 . アウトソーシングの推進

【目標】

行政責任を確保しつつ、低コスト化と高サービス化に向け、全事務事業について聖域を設けずにアウトソーシングを検討し、計画的に進める。

【取組内容】

アウトソーシング推進のための指針及び次の重点検討事項の取組手法や実施時期等については、別に定める『釧路市アウトソーシング推進指針』による。



6 . 第三セクター、地方公社等の外郭団体の見直し

【目標】

団体の役割等を再検討した上で、経営健全化に向けた事業の抜本的見直しを促進するとともに、市の人的・財政的関与の適正化を図る。

【取組内容】

第三セクター、地方公社等の外郭団体の見直しの指針及び市と外郭団体の取組課題については、別に定める『第三セクター等あり方検討方針』による。

7 . その他

(1) 地方公営企業等の経営健全化

一般会計と特別会計間で出納整理期間を利用した年度をまたがる貸付金（平成18年度当初予算で総額約150億円）については、北海道から改善の指導を受けたことから、当該事業会計において、今後、一般会計と調整を図りながら経営健全化計画を策定するなど、その速やかな対応を検討する。

各事業会計においては、収入の確保、事業の重点化などによる財務体質の強化と計画的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、一般会計と同様に、事務事業の見直し、職員定数の削減、アウトソーシングの活用などによる費用の削減と総人件費の抑制を図り、より一層の経営健全化を進める。

(2) 行政評価の効果的な活用

総合計画の政策体系と連動させた政策・施策評価及び事務事業優先度評価などを行う効果的な評価システムを構築することにより、財源配分の重点化と事務事業の見直しを推進する。

(3) 説明責任の確保とディスクロージズの推進

地方自治体の自己決定権が拡大する中、次のような取組を推進し、公正の確保と透明性の向上を図り、主権者たる住民の納得と支持が得られるように努めるとともに、行政に対する民意の反映と市民参加の機会の確保に努めていく。

情報公開条例及び行政手続条例等の更なる適切な運用

審議会等委員の一般公募及び女性の積極的登用

わかりやすく積極的な行政情報の提供

パブリックコメント手続制度の活用

地域協働の推進

(4) 電子自治体の推進

平成18年度中に策定する高度情報化計画に基づき、電子自治体の推進を図る。